

改正後	改正前
<p>（認可の申請） 第二十七条 1～3 （略）</p> <p>4 認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書及び同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録の正本一部並びにその写し一部（定款が電磁的記録（同条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）で作成されているときは、次条に定める電磁的記録及び当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部）を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（電磁的記録） 第二十七条の二 法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づき日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）（X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカセット）に該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p>	<p>（認可の申請） 第二十七条 1～3 （略）</p> <p>4 認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書及び同条第二項に規定する添付書類を、管轄財務局長を経由して、正本一部及びその写し一部を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（新設）</p>

はなはだ。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3| 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の名称

二 申請年月日

(認可の審査基準)

第二十七条の三 (略)

(証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等)

第二十七条の四 証券業を営む投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 投資一任契約に係る業務が定款の事業目的に記載され、又は記録されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写し

(認可の審査基準)

第二十七条の二 (略)

(証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等)

第二十七条の三 証券業を営む投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項に規定する添付書類のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

四 定款(投資一任契約に係る業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

2 (略)

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十七条の五 (略)

(經由官庁)

第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものを除く。)が法第五条第一項の登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類又は電磁的記録(以下この項において「申請書等」という。)を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該投資顧問業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

2 (略)

(業務の内容及び方法の変更の認可)

第二十七条の四 (略)

(經由官庁)

第三十九条 投資顧問業者(外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものを除く。)が法第五条第一項の登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類(以下この項において「申請書等」という。)を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該投資顧問業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

各 出 帳

別紙様式第十八号イ (第27条第3項関係)

(略)

1. 貸借対照表

年月日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
			繰延税金負債		
貸倒引当金	△	△			
固 定 資 産			固 定 負 債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			退職給付引当金		
器具・備品			繰延税金負債		
土地					
			負債合計		
			資 本 の 部		
無形固定資産			資 本 金		
投資等			資本剰余金		
投資有価証券			資本準備金		
長期差入保証金			その他資本剰余金		
繰延税金資産			減 資 差 益		

各 出 帳

別紙様式第十八号イ (第27条第3項関係)

(略)

1. 貸借対照表

年月日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
			繰延税金負債		
貸倒引当金	△	△			
固 定 資 産			固 定 負 債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			退職給付引当金		
器具・備品			繰延税金負債		
土地					
			負債合計		
			資 本 の 部		
無形固定資産			資 本 金		
投資等			法定準備金		
投資有価証券			剰 余 金		
長期差入保証金			(又は次損金)		
繰延税金資産			当期未処分利益		
			(又は当期未処理損失)		

			自己株式処分差益		
			利益剰余金		
			利益準備金		
			その他利益剰余金		
			任意積立金		
			当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		
			(うち当期純利益(又は当期純損失))		
			土地再評価差額金		
			株式等評価差額金		
貸倒引当金	△	△	自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

			(うち当期純利益 (又は当期純損失))		
貸倒引当金	△	△	評価差額金		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

必 出 表

別紙様式第二十二号 (第33条関係)

(略)

(第6面)

II 経理の状況

(投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、その場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

年月日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流動資産	円	円	流動負債	円	円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
その他			繰延税金負債		
貸倒引当金	▲	▲	その他		
			固定負債		
			長期借入金		
固定資産			退職給付当金		
有形固定資産			繰延税金負債		
建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			資本の部		
その他			資本金		
無形固定資産			資本剰余金		

必 出 表

別紙様式第二十二号 (第33条関係)

(略)

(第6面)

II 経理の状況

(投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、その場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

年月日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流動資産	円	円	流動負債	円	円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
繰延税金資産			未払法人税等		
その他			繰延税金負債		
貸倒引当金	▲	▲	その他		
			固定負債		
			長期借入金		
固定資産			退職給付当金		
有形固定資産			繰延税金負債		
建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			資本の部		
その他			資本金		
無形固定資産			法定準備金		

投資等			資本準備金		
投資有価証券			その他資本剰余金		
長期差入保証金			減資差益		
繰延税金資産			自己株式処分差益		
その他			利益剰余金		
貸倒引当金	▲	▲	利益準備金		
			任意積立金		
			当期末処分利益 (又は当期末処理損失)		
			(うち当期純利益(又は 当期純損失))		
			土地再評価差額金		
			株式等評価差額金		
			自己株式		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

(略)

投資等			剰余金		
投資有価証券			(又は次損金)		
長期差入保証金			当期末処分利益 (又は当期末処理 損失)		
繰延税金資産			(うち当期純利益 (又は当期純損失))		
その他					
貸倒引当金	▲	▲			
			評価差額金		
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

(略)